

安全データシート (SDS)



1 製品及び会社情報

製品名 : 水洗不要浸漬型塗膜剥離剤トルケーノ
会社 : 株式会社中島商会
住所 : 〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町2丁目2-23
電話番号 : 086 (232) 2711
作成日 : 2017 (平成 29) 年 10 月 30 日
改定日 : 2020 (令和 2) 年 3 月 31 日

2 危険有害性の要約

最も重要な危険有害性及び影響

GHS 分類

物理化学的危険性 健康有害性

引火性液体 区分外
急性毒性 (経口) 区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 1
発がん性 区分 2
生殖毒性 区分 1B
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1 (呼吸器 中枢神経系)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 2 (視覚器 全身毒性)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 3 (麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (肝臓 中枢神経系)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 2 (視覚器)
水生環境有害性 (急性) 区分 3
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

環境有害性

GHS ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H302 飲み込むと有害
H315 皮膚刺激
H318 重篤な眼の損傷
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い

- H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- H370 呼吸器、中枢神経系の障害
- H371 視覚器、全身毒性の障害のおそれ
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、中枢神経系の障害
- H373 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器の障害のおそれ
- H402 水生生物に有害

注意書き

安全対策

- 使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
- ガスを吸入しないこと。(P260)
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
- 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。(P260)
- 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

- 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。(P301+P312)
- 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
- 直ちに医師に連絡すること。(P310)
- 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 口をすすぐこと。(P330)
- 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)

保管

- 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
- 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

- 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
SDS3法対象成分は下記参照（注1）					

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号・別表第 9）	ジクロロメタン（法令指定番号：257）（80%～90%） メタノール（法令指定番号：560）（1%～10%）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）	第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）	ジクロロメタン（法令指定番号：186）（89%）

4 応急措置

- 吸入した場合：蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付いた場合：汚染された作業服、靴等は速やかに脱ぐ。
多量の水と石鹼で洗う。溶剤、シンナーを使用してはならない。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合：直ちに清浄な流水で 15 分以上洗眼し、医師の診断を受ける。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。
コンタクトレンズ着用の場合は、容易であれば外して洗浄する。
- 飲み込んだ場合：水で口をすすぐ。
無理に吐かせてはいけない。
被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。
直ちに医師の手当てを受ける。
- 応急措置をする者の保護：適切な保護具を着用する。（8.暴露防止及び保護措置の項を参照）

5 火災時の措置

消火剤	火災の場合は泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用する。周辺火災に適した
消火剤を使用すること	
特有の危険有害性	ジクロロメタンは火炎や熱表面に接すると分解して塩化水素、ホスゲン等の有毒ガスを発生する。
特有の消火方法	指定の消火剤を使用する。消火活動は風上から行う。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 周囲の設備などに散水して冷却する。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
 - 回収が終わるまで十分な換気を行う。
 - 作業の際には適切な保護具を着用する。
 - （8.ばく露防止及び保護措置の項を参照）
 - 関係者以外は近づけない。

環境に対する注意事項

漏出した物質が下水や排水溝へ流出、
また地下へ浸透することを防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材
二次災害の防止策

砂・布などに吸収させて密閉できる容器に回収する。
付着物・廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする。
ジクロロメタンを吸着・吸収したものは、特別管理産業廃棄物として
適切に処分する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、
保護具を着用する。

安全取扱注意事項

取扱いの終了の都度、容器を密閉する。
取扱う前に、本SDSの安全注意を読み理解する。
取扱い後には身体、顔、手、眼等をよく洗う。

保管

安全な保管条件

容器を密閉する。
直射日光を避け、換気の良い場所（冷暗所等）に保管する。
品質の観点から15～25℃で保管する。

8 暴露防止措置及び保護処置

	管理濃度	許容濃度（産衛学会）	許容濃度(ACGIH)
ジクロロメタン	50ppm	50ppm(170mg/m ³) 【最大許容濃度】 100ppm(340mg/m ³)(皮)	TWA 50ppm, STEL -
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m ³)(皮)	TWA 200ppm, STEL 250 ppm (Skin)

設備対策

屋内作業場には、蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。
ジクロロメタンの蒸気は、空気の約3倍と重いため、低い所に滞留しやすいから、
吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。
取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具

送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを着用する。
不浸透性の保護手袋（耐溶剤用）を着用する。

眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型等）を着用する。
不浸透性の作業着、長靴、前掛け等を着用する。

9 物理及び化学的性質

外観

形状	液体
色	無色透明
pH	約 11.4

引火点 引火点なし
比重(密度) 約 1.28

10 安定性及び反応性

化学的安定性 通常の取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性 ジクロロメタンは、過剰の遊離水が存在すると60℃で加水分解が認められ、金属を腐食する。
避けるべき条件 情報なし。
危険有害な分解生成物 ジクロロメタンは、加熱や燃焼により分解し、有毒ガス（塩化水素、ホスゲン等）を生成する。

11 有害性情報

急性毒性

経口

混合物の急性毒性推定値が 300mg/kg を超え、2000mg/kg 以下のため急性毒性（経口）一区分 4 とした。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

混合物の成分の 10X（皮膚腐食性及び皮膚刺激性一区分 1+1A+1B+1C）の濃度合計が 10%以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性一区分 2 とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一区分 1 の濃度合計が 3%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一区分 1 とした。

発がん性 混合物の成分の発がん性一区分 2 の濃度が 1%以上のため発がん性一区分 2 とした。

生殖毒性 混合物の成分の生殖毒性一区分 1B の濃度が 0.3%以上のため生殖毒性一区分 1B とした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 3（麻酔作用）の濃度が 20%以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 3（麻酔作用）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 1（呼吸器）の濃度が 10%以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 1（呼吸器）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 1（中枢神経系）の濃度が 10%以上のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 1（中枢神経系）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 1（視覚器）の濃度が 1%以上 10%未満のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 2（視覚器）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 1（全身毒性）の濃度が 1%以上 10%未満のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分 2（全身毒性）とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分 1（肝臓）の濃度が 10%以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分 1（肝臓）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分 1（中枢神経系）の濃度が 10%以上のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分 1（中枢神経系）とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分 1（視覚器）の濃度が 1%以上 10%未満のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分 2（視覚器）とした。

1 2 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

混合物の成分の（毒性乗率 X100X 水生環境有害性（急性）一区分 1）+（10X 水生環境有害性（急性）一区分 2）+水生環境有害性（急性）一区分 3 の濃度合計が 25%以上のため水生環境有害性（急性）一区分 3 とした。

1 3 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

ジクロロメタンは水質汚濁防止法の有害物質及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特別管理産業廃棄物であるため、これらの関係法令に従って適正に処理する。下水、排水溝には絶対流さないこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	該当しない
I	
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk	Not applicable
according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	
航空規制情報	該当しない。

国内規制

陸上規制	消防法、道路法等の規定に従う。
海上規制情報	該当しない

海洋汚染物質 非該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
非該当

航空規制情報 該当しない

特別の安全対策

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。

運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、

転倒・落下・損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第 2 条第 5 項）
労働安全衛生法	特定化学物質第 2 類物質、特別有機溶剤等 （特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 の 2 号、第 3 の 3 号） 変異原性が認められた既存化学物質（法第 57 条の 5、労働基準局長通達） 第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号） 作業環境評価基準（法第 65 条の 2 第 1 項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物 （法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号・別表第 9） 危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号） 健康障害防止指針公表物質（法第 28 条第 3 項・原労省指針公示） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、 施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号・別表第 9） 特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第 38 条 3）
水質汚濁防止法	有害物質（法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条）
消防法	非危険物大気汚染防止法 特定物質（法第 17 条第 1 項、政令第 10 条） 有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第 9 次答申） 自主管理指針対象物質（環境庁通知） 揮発性有機化合物（法第 2 条第 4 項）（環境省から都道府県への通達）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物（法第 2 条第 5 項、施行令第 2 条の 4）
水道法	有害物質（法第 4 条第 2 項）、水質基準（平 15 省令 101 号）
下水道法	水質基準物質（法第 12 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）	第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）
労働基準法	疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1） がん原性化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 7 号）
土壤汚染対策法	特定有害物質（法第 2 条第 1 項、施行令第 1 条）
毒物及び劇物取締法	該当しない

16 その他の情報

参考文献

日本ケミカルデータベース株式会社 データベース
 ・使用原料 SDS

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される
 事があります。また、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上で
 ご利用ください。

成分情報及び適用法令の詳細につきましては、弊社営業へ別途お問い合わせください。

（注 1）SDS3 法とは、化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）、労働安全衛生法（第 57 条の 2）、毒物及び劇
 物取締法を指します。